

神奈川県内全市町村で一斉実施

個人住民税の特別徴収の 完全実施を目指します！

■ 実施年度

▶▶▶ 平成28年度

(一部先行実施)



Q. 特別徴収制度が
変わったの？



A. 制度が変わったわけではありません。これまで市町村間で多少のバラツキがありましたが、今後は、法令に基づき神奈川県内すべての市町村が特別徴収の完全実施を目指します。ご協力をお願いします。

Q. 他の自治体の取
組みは？



A. 近隣県では、静岡県、山梨県、埼玉県などが特別徴収の推進に取り組んでいます。時期の違いはありますが、全国的な取り組みです。

■ 県税ホームページもご覧ください。

[県税便利帳](#)

[検索](#)

◎ 事業者の皆様には、ご協力をお願いします。

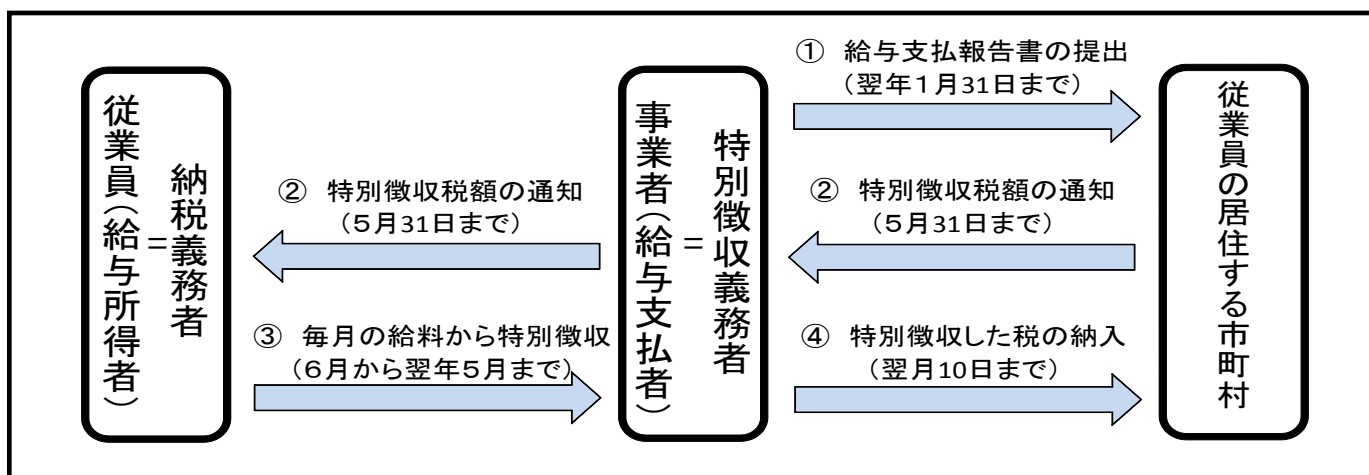
特別徴収制度とは？

事業者の方が、従業員の方の毎月の給料の支払時に、個人住民税を給料から差し引いて徴収し、市町村に納めていただく制度です。

(地方税法第41条、第321条の3)

※ 個人の市町村民税と県民税を総称して、個人住民税といいます。

特別徴収制度の流れ



特別徴収により納税する手続きは？

- 毎年5月に、従業員の方のお住まいの市町村から「特別徴収税額通知書」が事業者の方に送付されます。
- この通知書には、従業員の方の毎月の税額（6月から翌年5月までの分）が記載されていますので、この税額を従業員の方の毎月の給料から差し引いて個人住民税を徴収していただきます。
- 徴収した個人住民税は、徴収した月の翌月10日までに従業員の方のお住まいの市町村に納入していただきます。

特別徴収の手続きなどのお問い合わせ先

◆横浜市 特別徴収センター
電話(045)671-4471

◆川崎市 法人課税課
電話(044)200-2209

◆相模原市 市民税課
電話(042)754-1111(代)

◆横須賀市 市民税課
電話(046)822-9441

◆平塚市 市民税課
電話(0463)21-8767

◆鎌倉市 市民税課
電話(0467)61-3921

◆藤沢市 市民税課
電話(0466)25-1111(代)

◆小田原市 市民税課
電話(0465)33-1354

◆茅ヶ崎市 市民税課
電話(0467)82-1111(代)

◆逗子市 課税課
電話(046)873-1111(代)

◆三浦市 税務課
電話(046)882-1111(代)

◆秦野市 市民税課
電話(0463)82-5130

◆厚木市 市民税課
電話(046)225-2011

◆大和市 市民税課
電話(046)260-5234

◆伊勢原市 市民税課
電話(0463)94-4711(代)

◆海老名市 市民税課
電話(046)231-2111(代)

◆座間市 市民税課
電話(046)255-1111(代)

◆南足柄市 税務課
電話(0465)73-8015

◆綾瀬市 税務課
電話(0467)70-5611

◆葉山町 税務課
電話(046)876-1111(代)

◆寒川町 税務課
電話(0467)74-1111(代)

◆大磯町 税務課
電話(0463)61-4100(代)

◆二宮町 税務課
電話(0463)71-3311(代)

◆中井町 税務町民課
電話(0465)81-1113

◆大井町 税務課
電話(0465)85-5008

◆松田町 税務住民課
電話(0465)83-1224

◆山北町 町民税務課
電話(0465)75-3641

◆開成町 税務窓口課
電話(0465)84-0313

◆箱根町 税務課
電話(0460)85-7750

◆真鶴町 税務収納課
電話(0465)68-1131

◆湯河原町 税務課
電話(0465)63-2111(代)

◆愛川町 税務課
電話(046)285-6915

◆清川村 税務住民課
電話(046)288-3849



神奈川県

総務局財政部課税課・徴収対策課

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

電話(045)210-1111(代)

FAX(045)210-8808